

令和5年度

第2回いわき市地域自立支援協議会

資料

いわき市保健福祉部

障がい福祉課

目次

| | |
|---------------------------|----|
| 令和5年度いわき市地域自立支援協議会委員名簿 | 1頁 |
| 令和5年度いわき市地域自立支援協議会の体系について | 2頁 |

1 報告事項

(1) 令和5年度専門部会活動報告について

| | |
|---------------|--------|
| ・ 運営会議 | 3頁 |
| ・ 地域生活支援部会 | 4-5頁 |
| ・ 就労支援部会 | 6-7頁 |
| ・ 児童・療育支援部会 | 8-9頁 |
| ・ 障がい当事者部会 | 10-14頁 |
| ・ 地域会議（北部、南部） | 15-18頁 |

2 協議事項

| | |
|--|--------|
| (1) 第5次いわき市障がい者計画（後期）等の素案等について | 19-30頁 |
| (2) いわき市における日中サービス支援型共同生活援助事業の実施状況等の報告・評価の方法について | 31-35頁 |

別冊：第5次いわき市障がい者計画（後期）

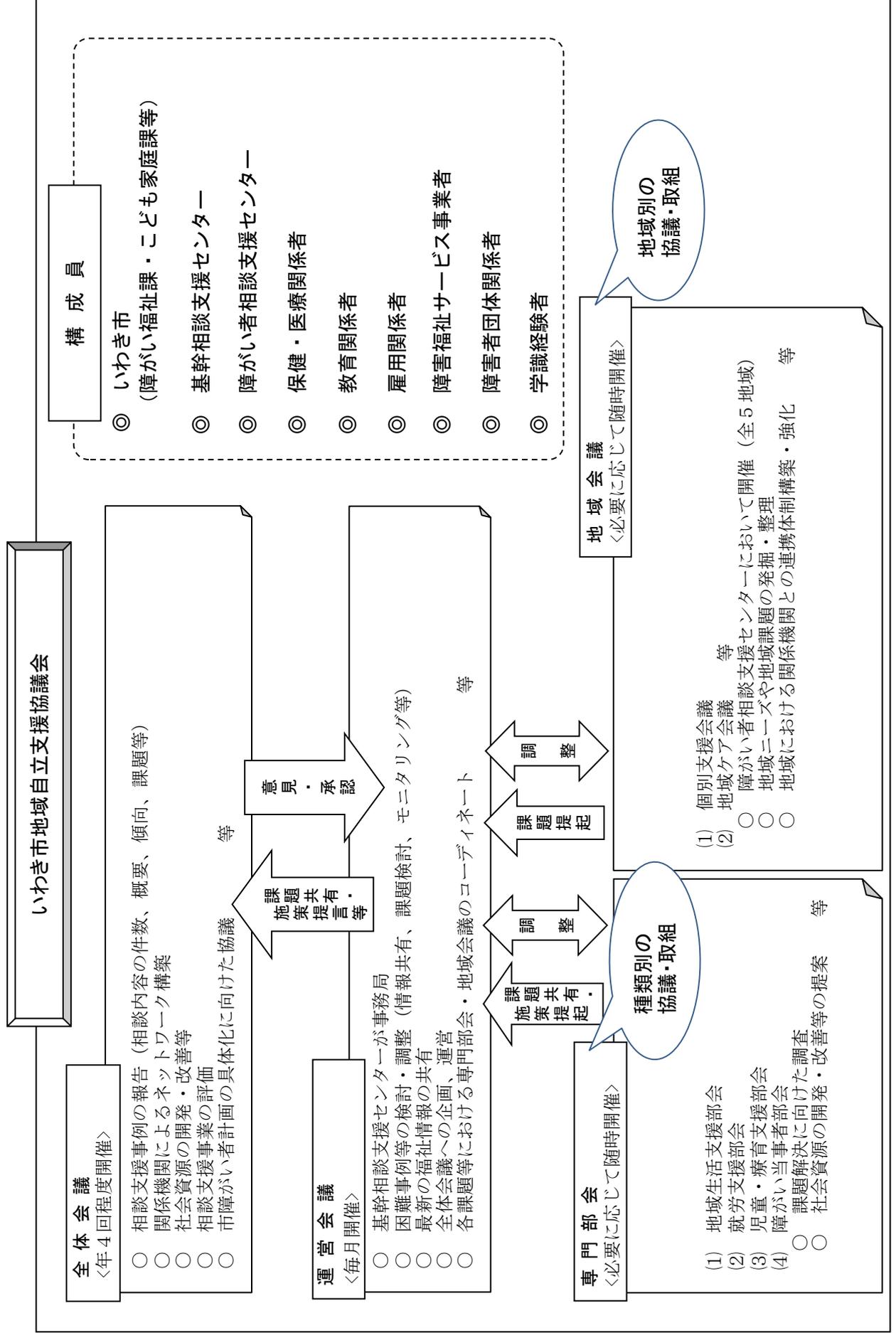
第7期いわき市障がい福祉計画

第3期いわき市障がい児福祉計画

令和5年度いわき市地域自立支援協議会委員名簿

| 区分 | 人数 | 所属団体職名 | 氏名 | 備考 |
|--------------|-----|-------------------------------|---------------------|-----|
| 学識 経験者 | 3名 | 医療創生大学 健康医療科学部 准教授 | みよし けい 三好 圭 | 副会長 |
| | | 独立行政法人国立病院機構いわき病院 (内科) | よしざわ かずお 吉沢 和朗 | |
| | | 公益財団法人磐城済世会舞子浜病院 (精神科) | しが ただお 志賀 忠夫 | |
| 障がい者 福祉団体 | 6名 | いわき市盲人福祉協会 女性部会 会計 | よしえ みちこ 吉江 路子 | |
| | | いわき市手をつなぐ育成会 監事 | よしむら ますみ 吉村 真澄 | |
| | | いわき地区自閉症児・者親の会 会長 | わたなべ さゆり 渡辺 さゆり | |
| | | いわき市身体障害者福祉協会 会長 | すずき せつこ 鈴木 世津子 | |
| | | いわき聴力障害者会 副会長 | いしい しずこ 石井 静子 | |
| | | いわき市腎臓病患者友の会 会長 | はせがわ ゆうぞう 長谷川 勇三 | |
| 障がい者 福祉施設 | 5名 | いわき地区障がい者福祉連絡協議会 会長 | はせがわ ひでお 長谷川 秀雄 | |
| | | 社会福祉法人いわき福音協会 エデンの家 作業療法士 | かじ なおこ 鍛冶 奈保子 | |
| | | 社会福祉法人育成会 理事 | ふるかわ たかし 古川 敬 | 会長 |
| | | 社会福祉法人誠心会 理事兼事務局長 | たにひら ようぞ 谷平 耀宗 | |
| | | 社会福祉法人希望の杜福祉会 けやき共同作業所 施設長 | すずき えみこ 鈴木 恵美子 | |
| 障がい者 関係機関 | 5名 | 福島県立いわき支援学校 校長 | かんの みえこ 菅野 美恵子 | |
| | | 福島県立平支援学校 校長 | わたなべ たかお 渡部 孝男 | |
| | | いわき公共職業安定所 所長 | うめはら さとし 梅原 佐登志 | |
| | | いわき障害者就業・生活支援センター 所長 | さとう かおり 佐藤 香 | |
| | | いわき市社会福祉協議会 生活支援課 主事 | いそ さきえ 磯 咲生恵 | |
| 市民代表 | 1名 | いわき市ボランティア連絡協議会 | わたなべ しげ 渡辺 成子 | |
| 合計 | 20名 | | | |

令和5年度いわき市地域自立支援協議会の体系について



令和5年度専門部会等活動状況（令和5年8月1日現在）

| 部会等名 | 運営会議 | |
|--|------|--|
| 部会等の目的 | | 4月～7月までの評価 |
| <p>障がい者等の相談支援事業の適切な運営及び地域の障がい福祉に関するシステム作りが円滑に実施されるよう、地域自立支援協議会の調整機能を果たす。</p> | | <p>5月～7月で月に1回の3回開催。 各専門部会の進捗及び、地域会議の開催状況を確認し、地域から出された課題について協議・検討の調整機能を果たした。</p> |
| 令和5年度の協議課題等 | | 進捗状況 |
| <p>① 地域課題の整理 ② 課題を検討する場の設定 ③ 全体会への課題提起・報告・提言</p> | | <p>①～② 共通 障がい計画についての中間報告及び、地域会議での開催状況の報告を行い、各地域で抽出された地域課題の共有を行った。 また、日中活動支援型グループホームの評価体制について、課題を共有し、協議を行った。</p> <p>③ 相談支援体制（委託・基幹）に関する報告についての検討及び地域会議の実施状況と計画の報告のあり方についての協議を行った。</p> |

令和5年度専門部会等活動状況（令和5年8月1日現在）

| 部会等名 | 地域生活支援部会 | |
|---|--|--|
| 部会等の目的 | 4月～7月までの評価 | |
| <p>障がい者等が望む暮らしが当たり前 できる地域づくりを進める。</p> | <p>・令和5年4月27日（木）第1回 ・令和5年7月4日（火）第2回</p> <p>部会開催は概ね予定通りに実施できている。令和5年度より、部会メンバーとして社会福祉法人、特定非営利活動法人職員が加わり、障がい者の地域生活支援について、より活発な意見交換や取組みを実施していけることが期待できる。</p> | |
| 令和5年度の協議課題等 | 進捗状況 | |
| <p>1. 人材確保・育成について</p> <p>2. 拠点事業の評価について</p> <p>3. 相談支援体制の強化について</p> | <p>人材不足解消の足掛かりとして、人材確保の取組み等の研修を法人向けに開催し、人材確保・育成への助力ができるよう検討をしている。</p> <p>また明石市の「明石の福祉の好事例集」を参考に福祉事業所の好事例集をまとめる検討をしている。</p> <p>現状分析から課題を抽出し、その解決に向かうため、まずは拠点整備事業のひとつである「緊急一時宿泊事業」を委託している事業所との連携会議を開催し、現状把握を行う予定としている。</p> <p>人材育成やサービスの質の向上を図ることで、当事者へ還元できるようにすることを目的に、6/28に部会より人材を派遣し、「専門性について」必要な助言・指導等を行った。</p> <p>また、階層（初任、中堅等）を分けてフォローアップの研修企画を推進している。</p> | |

地域生活支援部会

進行管理シート

| No. | 協議課題等 | 取り組み時期(上段:予定、下段:実行) | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|---------------|---------------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|---|--|--------------|
| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | | |
| 1 | 部会開催 | ○ | | ○ | | | ○ | | | | ○ | | | ○ | | |
| 2 | 人材確保・育成について | | | | | | | | | | | | | | | 好事例集作成について検討 |
| 3 | 拠点整備事業の評価について | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 相談支援体制の強化について | | | | | | | | | | | | | | | |

11/13
予定

研修会準備

連携会議
開催予定

緊急一時宿泊事業委託事業所
連携会議の開催を検討

機能評価等について部会にて検討

10/20
予定

研修会準備

研修会準備

6/28
実施

2月
予定

令和5年度専門部会等活動状況（令和5年8月1日現在）

| 部会等名 | 就労支援部会 | |
|--|--------|--|
| 部会等の目的 | | 4月～7月までの評価 |
| <p>障がい者が自立した生活を送るための障がい者の賃金・工賃の向上及び一般就労の推進を図る。</p> | | <p>おおむね予定通り開催できている。</p> |
| 令和5年度の協議課題等 | | 進捗状況 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・一般就労移行者を増やすことを目指し、昨年度の就労支援部会において、一般就労移行の事例集をまとめたが、この事例集を用いて、就労継続支援A型、B型事業所などへの、事例紹介や意識向上を目指す。 ・就労系事業所の現状と課題などについて情報共有する。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・事例集を活用した周知について、対象は就労継続支援A型・B型事業所や、相談支援専門員、地区保健福祉センターのケースワーカーとし、連絡会や研修等の機会に事例紹介を行うこととした。 ・就労継続支援事業所連絡会と地区保健福祉センターの職員研修での事例紹介は7月に実施済みであり、相談支援専門員を対象とした周知等は今後調整を行う予定。 |

就労支援部会

進行管理シート

| No. | 協議課題等 | 取り組み時期(上段:予定、下段:実行) | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|------------------------|---------------------|----|----|----|----|----------------------------------|-----|-----|-----|----------------|----|----|--|--|--|
| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | | |
| 1 | 就労支援部会開催 | | ○ | ○ | | | | | ○ | | | | ○ | | | |
| 2 | 一般就労移行に係る事例集を活用した事例紹介等 | | | | | | ・就労継続支援事業所連絡会 ・地区保健福祉センター職員研修 | | | | ・計画相談支援事業所向け研修 | | | | | |

令和5年度専門部会等活動状況（令和5年8月1日現在）

| 部会等名 | 児童・療育支援部会 |
|--|---|
| 部会等の目的 | 4月～7月までの評価 |
| 障がい児やその保護者が自立した生活を営める地域共生社会の実現を目指す。 | 第1回：令和5年7月4日実施 第2回：令和5年10月24日実施予定 予定どおり開催できている。 |
| 令和5年度の協議課題等 | 進捗状況 |
| <p>1 Q-SACCSによる市の課題の「見える化」</p> <p>2 障害児通所支援事業所の質の向上及び平準化</p> <p>3 障害児通所支援ガイドブックの更新</p> <p>※ 医療的ケア児等コーディネーターの配置</p> | <p>1 第1回児童・療育支援部会においてQ-SACCSを基に各委員から意見をいただいた。第2回児童・療育支援部会においていただいた意見をまとめて「見える化」を図ったうえで、課題解決に取り組む予定。</p> <p>2</p> <p>(1) 令和5年度第1回障害児通所支援事業所連絡会を7月10日に開催した。児童発達支援センターを含む55事業所の参加があった。 第2回連絡会についても12月頃に予定しているが、第1回連絡会ではグループワークの内容が課題だったため、あらためて検討する。</p> <p>(2) 新規指定事業所訪問を9月に実施予定である。</p> <p>3 9月頃に指定障害児通所支援事業所に対して照会をする予定である。特に新規で指定を受けた事業所については作成していただけるよう勧奨する。</p> <p>※ 昨年度まで児童・療育支援部会の協議課題としていた医療的ケア児等コーディネーターの配置については、政策企画課等と予算化に向けて具体的に協議中である。</p> |

令和5年度専門部会等活動状況（令和5年8月1日現在）

| 部会等名 | 障がい当事者部会 | |
|---|----------|---|
| 部会等の目的 | | 4月～7月までの評価 |
| <p>障がいを持つ当事者の方の声を聴き、以下の内容について話し合うことを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい種別を超えて障がい当事者同士の交流と理解を深め合うこと ・より質の高い相談支援体制を確保すること ・その他必要な事項 | | <ul style="list-style-type: none"> ・8月23日（水）第1回部会開催（予定） ・9月 第2回部会開催（予定） ・10月 第3回部会開催（予定） ・11月 第4回部会開催（予定） ・R6.1月 第5回部会開催（予定） ・R6.3月 第6回部会開催（予定） |
| 令和5年度の協議課題等 | | 進捗状況 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・委員同士、各障がいごとの相互理解。 ・協議の場の雰囲気、ルール作り。 ・当事者間で部会を推進していくための体制づくり。 ・メインとなる議題と会議の方針策定。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度8月の第1回部会開催に向けて、委員公募を実施した。 ・公募にあたっては、広報いわきへの掲載のほか、報道機関、新聞広告、FMいわき、テレビスポットCM、SNS、本庁市民課表示板への掲示等、多様な広報を図った。また、市内各法人及びサービス提供事業所に周知依頼を行い、多くの障がい当事者へ情報が発信されるよう取り組んだ。 ・募集人数12名に対し、応募締切り日までに各種障害者手帳をお持ちの方及び、発達障がい、指定難病の方など、計20名の応募があった。 ・障がい種別のバランスを考慮しつつ、委員の選定を行い、12名の委員を選定し、協議会会長の選任を受け、決定した。 |

障がい当事者部会

進行管理シート

| No. | 協議課題等 | 取り組み時期(上段:予定、下段:実行) | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|--------------|---------------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|--|--|---|--|
| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | | | |
| 1 | 委員公募に係る意思決定 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 広報・関係団体等への周知 | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 委員公募・委員決定 | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 部会開催 | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | |

8/23(水)
【予定】

いわき市地域自立支援協議会 障がい当事者部会の設置について

1 趣旨

本市の相談支援業務の在り方について、障がいを持つ当事者の声を聴くことにより、より質の高い相談支援体制を確保すること及び障がい種別を越えての障がい当事者間の交流を深めることを目的に、障がい当事者部会を設置するもの。

2 設置時期

部会は、令和5年8月より設置する。

3 組織

いわき市地域自立支援協議会（以下『市協議会』）の専門部会として設置する。

4 構成及び選任

部会は、障がい当事者*12名をもって構成する。ただし、障がい当事者委員を補佐及び支援する者を置くことができる。

なお、委員の選任は、原則公募によるものとし、市協議会会長が選任する。

※ 身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ方、発達障がいの診断を受けた方、国の定める難病の方

5 役員

部会には、次の役員を置くものとし、各役員は委員の互選で選出する。

- ・ 部会長 1名
- ・ 副部会長 2名

6 任期

委員の任期は、3年間とする。ただし、再任を妨げないものとする。

委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 報償金

部会への参加毎に、2,000円の報償金を支給する。報償金には、交通費や通信費等の実費弁償を含むものとする。

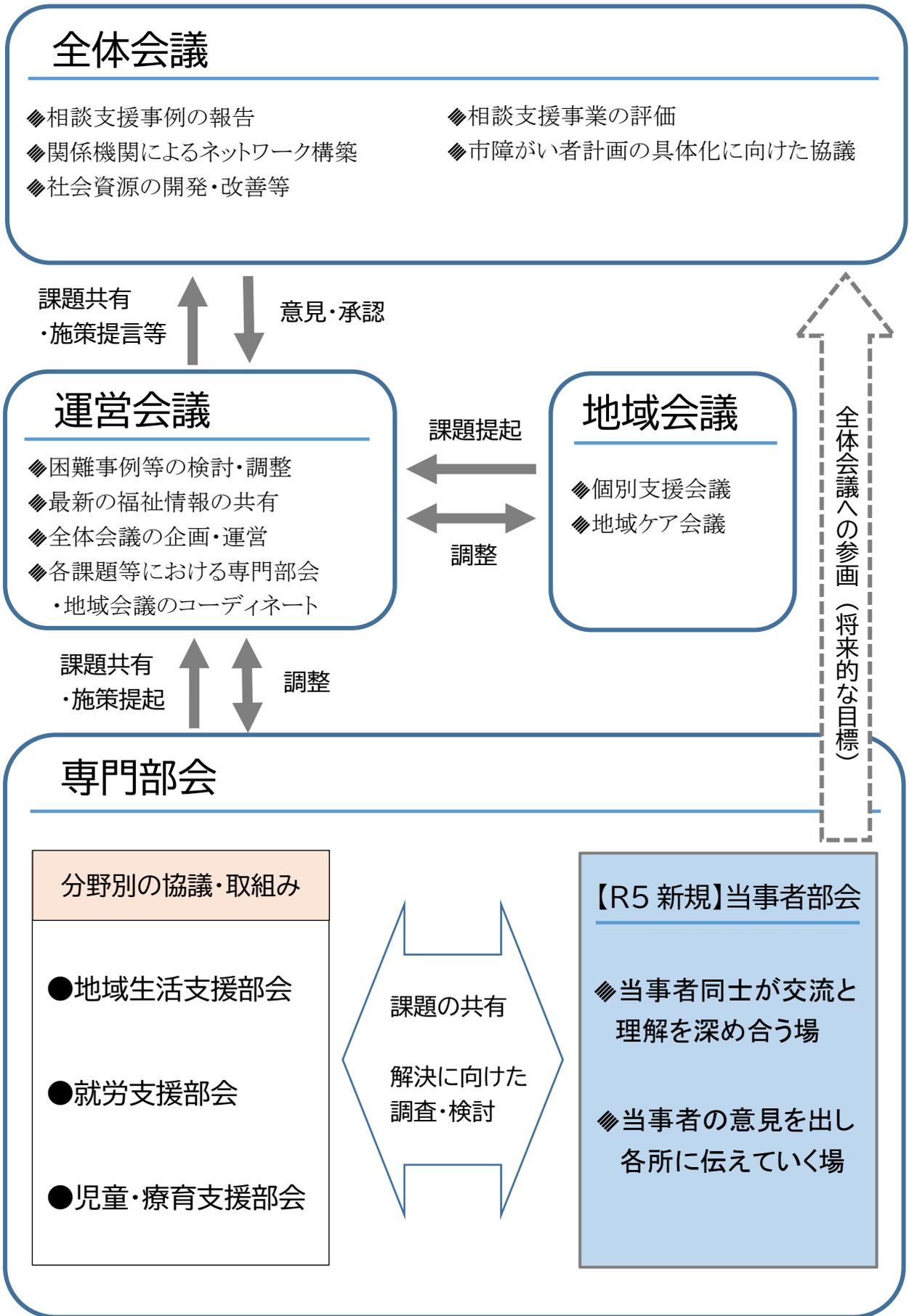
8 会議

会議は、部会長が招集し、その議長となる。

9 事務局

部会の事務局は、いわき市保健福祉部障がい福祉課に置く。

令和5年度いわき市地域自立支援協議会の体系



◇令和5年度いわき市地域自立支援協議会(障がい当事者部会)委員の構成

R5.8.1現在

| 障がい種別 | 人 数 | 男女内訳 |
|-------|-----|---------|
| 身 体 | 4 | 男 3 女 1 |
| 精 神 | 2 | 男 2 女 0 |
| 知 的 | 2 | 男 2 女 0 |
| 難 病 | 2 | 男 0 女 2 |
| 発 達 | 2 | 男 1 女 1 |
| 合 計 | 12 | 男 8 女 4 |

・女性率 = 4名/12名 (33%)

令和5年度地域会議活動状況（令和5年8月1日現在）

| 地域会議（北部地域） | |
|--|--|
| 目的 | 4月～7月までの評価 |
| <p>地域における互助・共助の強化に向け、ネットワークの構築を図るとともに、地域住民や事業者等との交流を促し地域課題の抽出およびその解決策の検討を行うことにより、障がい児者が自らの意思で暮らし続けることのできる地域づくりにつなげる。</p> | <p>おしゃべり会は、ひきこもり当事者の方の希望を取り入れたかたちで開催した。今後も当事者が主体的に参加できる活動を継続していきたい。</p> <p>サビ管交流会は、地域で利用者を支える仕組みを作るため、サービス種別を越えた事業所同士のつながり作りを行った。</p> |
| 令和5年度の協議課題等 | 進捗状況 |
| <p>1 おしゃべり会</p> <p>① ひきこもりの方や地域とつながりがない障がい者等が、地域とつながる『きっかけとなる場』をつくる。</p> <p>② ひきこもりの方や地域とつながりがない障がい者等を、地域で支えるネットワークを構築する。</p> | <p>第1回おしゃべり会開催（5月26日）</p> <p>オートキャンプ場～煖～（小川町）にて開催。前年度のおしゃべり会にて参加者から「バーベキューや農作業をやってみたい」との声があったため、今年度は第1回おしゃべり会にてバーベキューを行った。</p> <p>参加者は元当事者の方2名と、子が当事者のご家族1名。参加者からは「楽しかった」との声があり、今回の体験が社会や地域に出るきっかけのひとつとなったと思われる。また、ひきこもりの子と暮らす家族が、元ひきこもり当事者との交流を通し自身の子への対応の振り返りを行い、今後の参考とすることができたと話していた。</p> <p>課題は、今回のように参加費等の自己負担が必要となる内容の場合、経済的な困り感のある方々の参加が難しくなる等、参加できる方が限られてしまうということがあった。また今後については、自分から情報を収集することが難しい方への周知や、自宅から出ることも難しい方でも安心して参加できる方法等を検討していく必要がある。</p> |
| <p>2 サービス管理責任者(サビ管)交流会</p> <p>① サービス種別を越えた事業所同士のつながりを作り、地域で利用者を支える仕組みを作る。</p> | <p>第1回サビ管交流会開催（7月24日）</p> <p>中央台公民館にて開催。サビ管16名、児発4名、サ責3名が参加。</p> <p>グループワークを通し、事業所同士で</p> |

| | |
|---|---|
| <p>② 切れ目のない支援体制を構築し、利用者が安心して地域生活を送ることができる仕組みを作る。</p> <p>3 個別ケア会議 障がいのある方が安心して地域生活を送れるよう、個別課題の解決や支援ネットワークの構築を目的として行う。</p> <p>4 小地域ケア会議 個別ケア会議等から抽出した地域課題の解決等について話し合い、地域での取り組みや課題解決に向けて連携を図ることを目的として行う。</p> | <p>情報交換を行い、地域における自事業所の役割等を話し合った。</p> <p>・ 5件 福祉サービス利用にかかる相談が多く、サービス利用の流れや事業所の情報提供、見学、体験利用等の調整を行った。山間部のサービス調整に時間を要することがあり、地域の資源不足が課題となることもあった。</p> <p>赤井地域小地域ケア会議開催（6月1日） 個別ケースから抽出した地域課題を整理し、民生児童委員や区長等と共有した。社会資源が少ない地域であるため、地域住民等にも協力を仰ぎながら地域の力を引き出したり高めたりしていく必要がある。</p> |
|---|---|

令和5年度地域会議活動状況（令和5年8月1日現在）

| 地域会議（南部地域） | |
|---|---|
| 目的 | 4月～7月までの評価 |
| <p>地域における互助・共助の強化に向けネットワークの構築を図るとともに、地域住民や事業者等との交流を促し地域課題の抽出及びその解決策の検討を行うことにより、障がい児者が自らの意思で暮らし続けることのできる地域づくりにつなげる。</p> | <p>障がい分野と高齢分野の垣根を越えての協働の取り組みが各地域で広がってきており、ネットワークが構築されてきている。</p> |
| 令和5年度の協議課題等 | 進捗状況 |
| <p>1 小地域ケア会議の開催</p> <p>個別ケア会議等で確認した個別課題を積み上げ、地域の課題として関係者で共有し、地域で取り組めることを模索しながら、資源開発や地域づくりにつなげる。</p> <p>2 居場所づくり</p> <p>当事者が集い、気軽に話し合うことのできる集まりを開催する。</p> <p>3 個別ケア会議の開催</p> <p>本人の意思や個別性に着目しながら関係機関や地域関係者と連携し、より望ましい支援に向けて協議する場を適宜設ける。</p> | <p>【小名浜地域】</p> <p>① 第3回みなまるカフェを開催するにあたり、泉地区小地域ケア会議を地域包括支援センターと共催し3回開催した。（6/6、6/29、7/27）</p> <p>② みなまるカフェ開催（7/27）</p> <p>地域関係者、地域の社会福祉法人と協働し、高齢者も障がいを抱えている方も集える場として第3回みなまるカフェを開催した。次回は12月を予定。</p> <p>【勿来・田人地域】</p> <p>天真庵カフェの開催（6/27、7/25）</p> <p>不安障害があり就労や社会参加のきっかけになればと参加した方や若年性認知症の女性夫婦など、健康係、障がい者相談支援センターで声をかけた当事者等の参加があった。次回は8月末を予定。</p> <p>【小名浜地域】</p> <p>高齢者と障がい者世帯の障がい理解・医療受診・子育て・高齢者虐待・高齢者のメンタルケア等の課題について協議し、多職種による世帯支援体制の構築を図った。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>4 事業所ネットワーク会議等</p> <p>地域サービス事業所関係者による会議を開催し、顔の見える関係づくりに取り組むとともに、サービス種別を超えた関係性を構築し、切れ目のない支援体制作りを図る。</p> | <p>【常磐・遠野地域】</p> <p>手帳未取得、知的障がい疑いの単身者の生活支援について自治会、民生委員なども交え協議した。</p> <p>【勿来・田人地域】</p> <p>事業所ネットワーク会議開催（6/28） 個別支援計画・サービス等利用計画についてグループワークを行い、アドバイザー（社会福祉法人みどりのかぜ鈴木繁生氏、基幹相談支援センター浄土洋輔氏）を招き、講評を頂いた。</p> <p>【小名浜地域】</p> <p>児童発達支援ネットワーク会議開催。 （5/24、7/10） 児童発達支援ガイドラインの説明を障がい福祉課から頂き、発達支援・家族支援・地域支援についての課題出し、課題の整理をグループワークにて行った。課題についての手立ての整理をコアメンバー（地区セン健康係、子育てサポートセンター、事業所、障がい者相談支援センター）で協議する予定。</p> <p>【常磐・遠野地域】</p> <p>事業所ネットワーク会議を8月に開催予定。地域の社会資源を知りたいとの声があり、社会資源マップ作りを行う予定。</p> |
|--|--|

第5次いわき市障がい者計画（後期） 第7期いわき市障がい福祉計画 第3期いわき市障がい児福祉計画

素案概要

| | | |
|----|-------------|---|
| I | 計画策定の趣旨等 | 1 |
| 1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の位置づけ | 1 |
| 3 | 3つの計画の関係 | 2 |
| 4 | 計画の期間 | 2 |
| 5 | 計画策定のポイント | 3 |
| 6 | 計画の策定手続 | 5 |
| II | 計画の基本的な考え方 | 6 |
| 1 | 基本理念 | 6 |
| 2 | 基本目標 | 6 |
| 3 | 計画の視点 | 7 |
| 4 | 計画の体系 | 7 |
| 5 | 施策分野と基本的方向性 | 9 |

令和5年8月



いわき市 保健福祉部

I 計画策定の趣旨等

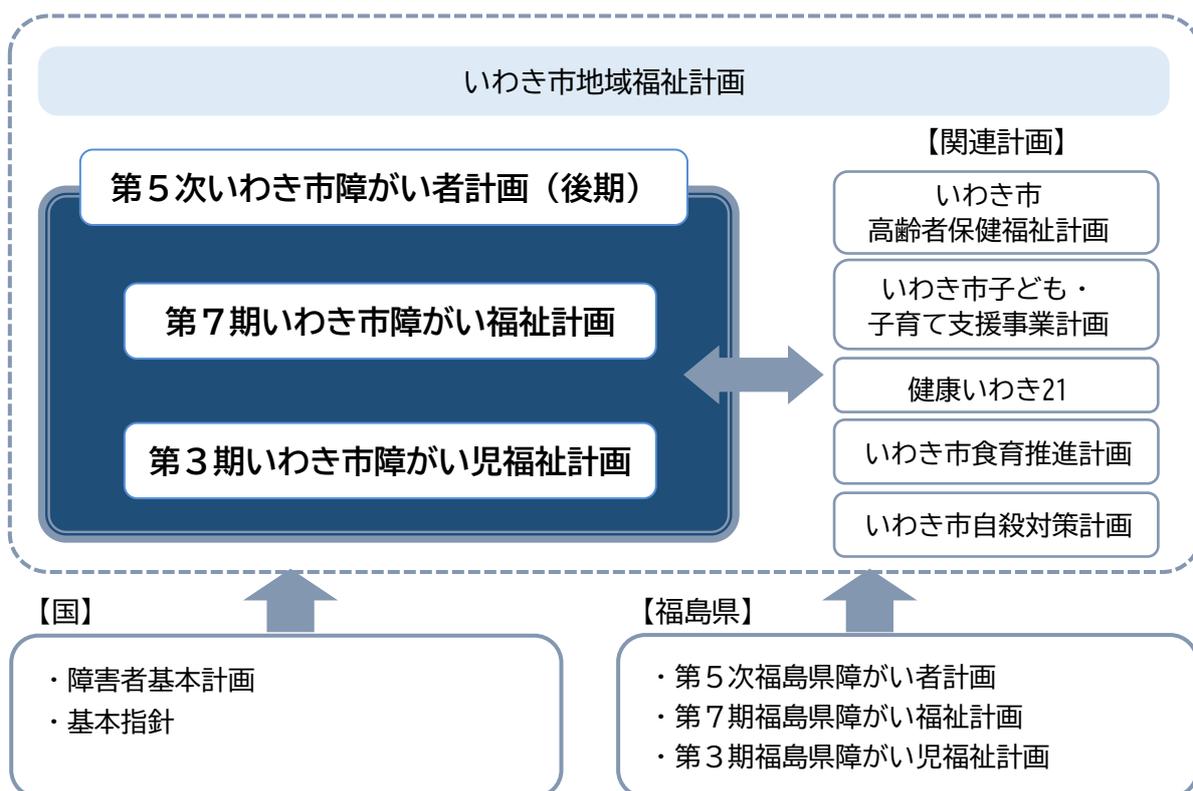
1 計画策定の趣旨

- 本市では、現行の『第5次いわき市障がい者計画（前期）』、『第6期いわき市障がい福祉計画』、『第2期いわき市障がい児福祉計画』を令和2年度に策定し、障がいのある方に関する施策の展開とサービスの提供に努めてきました。
- この計画が令和5年度末をもって満了となることから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国の指針や法改正等を踏まえながら、『第5次いわき市障がい者計画（後期）』、『第7期いわき市障がい福祉計画』、『第3期いわき市障がい児福祉計画』（以降、3計画をまとめて「本計画」という）を策定します。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、いわき市まちづくりの基本方針を具現化するための部門別計画です。上位計画である『いわき市地域福祉計画』等、保健福祉をはじめとする本市の関連諸計画と整合を図り、様々な分野にわたる障がいのある方に関する施策の総合的な推進を目的に、国が定める基本指針や県の計画、現行計画の取り組み上の課題などを踏まえ策定するものです。

【計画の位置づけ】



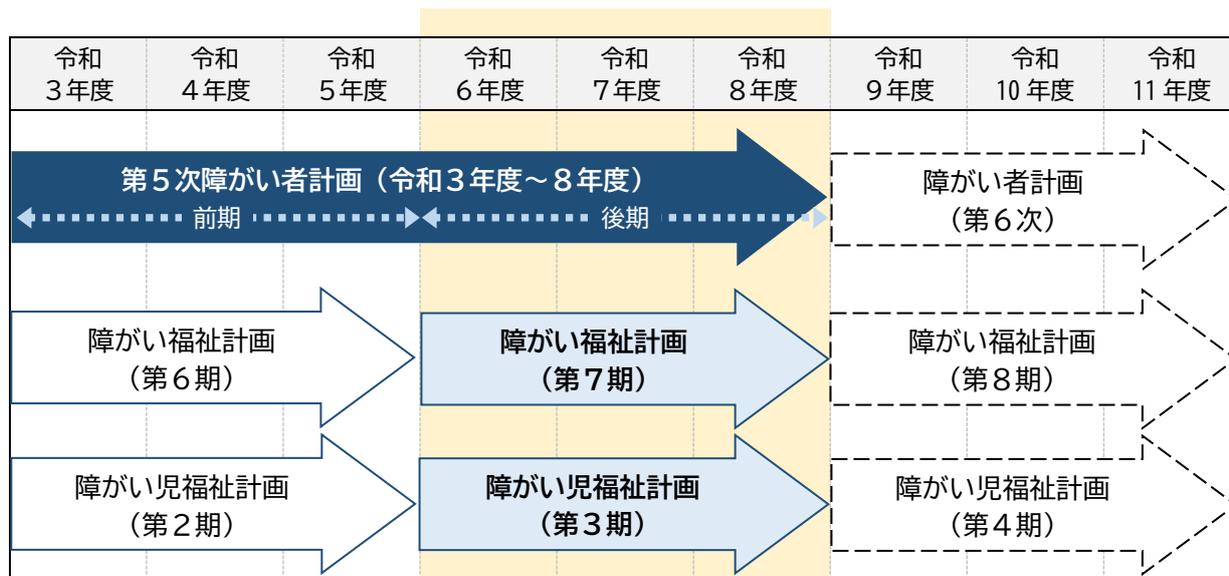
3 3つの計画の根拠法及び計画内容

- 本計画は、法律で定められた「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定するものです。各計画の根拠法及び計画内容は以下の通りです。

| | 障がい者計画 | 障がい福祉計画 | 障がい児福祉計画 |
|-----|---------------------------------|---|-------------------------------|
| 根拠法 | 障害者基本法 (第 11 条第 3 項) | 障害者総合支援法 (第 88 条第 1 項) | 児童福祉法 (第 33 条の 20 第 1 項) |
| 内容 | 障がい者施策の基本的方向について定める計画 | 障害福祉サービス等の必要な量の見込みとその確保策を定める計画 | 障害児通所支援等の必要な量の見込みとその確保策を定める計画 |
| 国 | 第 5 次障害者基本計画 令和 5 年度～令和 9 年度 | 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」 ・都道府県、市町村が計画策定に当たって即すべき事項 ・障害福祉計画と障害児福祉計画に係るものを一体的に提示 | |

4 計画の期間

- 『第5次いわき市障がい者計画』の計画期間は令和3年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする6か年計画で、前期を令和3年度から5年度、後期を令和6年度から8年度とします。
- 『第7期いわき市障がい福祉計画』及び『第3期いわき市障がい児福祉計画』は、令和6年度から令和8年度までの3か年計画とします。



5 計画策定のポイント

- 『第5次いわき市障がい者計画（後期）』、『第7期いわき市障がい福祉計画』、『第3期いわき市障がい児福祉計画』は、主に以下のような内容を踏まえながら策定します。

（1）障がい者関連の法改正

令和3年2月の現行計画の策定以降、改正障害者差別解消法の成立、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行に加え、児童福祉法や障害者総合支援法等の一部を改正する法律が成立するなど、障がい者関連の法律・制度は大きく変容しています。

（2）国の第5次障害者基本計画

令和5年3月に策定された国の「第5次障害者基本計画」（令和5年度～令和9年度）では、共生社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、社会的な障壁を除去するための基本的な方向が定められています。

【第5次障害者基本計画 分野共通の横断的視点と分野別の基本的な方向】

| 各分野に共通する横断的視点 | | |
|---|--|-------------------------------|
| 条約の理念の尊重及び 整合性の確保 | 共生社会の実現に資する 取組の推進 | 当事者本位の総合的かつ 分野横断的な支援 |
| 障害特性等に配慮した きめ細かい支援 | 障害のある女性、こども及び 高齢者に配慮した取組の推進 | PDCA サイクル等を通じた 実効性のある取組の推進 |
| 各分野における障害者施策の基本的な方向 | | |
| 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消 | 6. 保健・医療の推進 ○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消 | |
| 2. 安全・安心な生活環境の整備 ○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進 | 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 ○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実 | |
| 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進 | 8. 教育の振興 ○インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備 | |
| | 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 ○総合的な就労支援 | |
| 4. 防災、防犯等の推進 ○災害発生時における障害特性に配慮した支援 | 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 ○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備 | |
| 5. 行政等における配慮の充実 ○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等 | 11. 国際社会での協力・連携の推進 ○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進 | |

(3) 障害（児）福祉計画に係る基本指針の見直し

令和5年5月19日に国の基本指針の一部改正が告示され、これまでの指針で示されていた、地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行、障害児通所支援等の地域支援体制の整備等をはじめとした各項目について見直しが行われ、障害者等に対する虐待の防止や障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進、難病患者への支援の明確化等が新たに示されています。

【基本指針見直しの主なポイント】

※下線部は都道府県レベルでの内容

| | |
|---------------------------|--|
| ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ● 重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応 ● 強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実 ● 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化 ● 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進 ● グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実 |
| ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | <ul style="list-style-type: none"> ● 精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性 ● <u>都道府県は、医療計画との整合性に留意した計画の策定</u> |
| ③福祉施設から一般就労への移行等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定 ● 就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定 ● 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応 ● 地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組 |
| ④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援 ● 地域におけるインクルージョンの推進 ● <u>都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標に設定</u> ● <u>都道府県における医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定</u> ● 地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定 ● 障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定 |
| ⑤発達障害者等支援の一層の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実 ● 市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進 ● 強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進 |
| ⑥地域における相談支援体制の充実・強化 | <ul style="list-style-type: none"> ● 基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進 ● 地域づくりに向けた協議会の活性化 |
| ⑦障害者等に対する虐待の防止 | <ul style="list-style-type: none"> ● 障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進 |

| | |
|--------------------------------|---|
| ⑧地域共生社会の実現に向けた取組 | <ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進 |
| ⑨障害福祉サービスの質の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実 ●都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施 |
| ⑩障害福祉人材の確保・定着 | <ul style="list-style-type: none"> ●ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ●相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加 |
| ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定 | <ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉DBの活用等による計画策定の推進 ●市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進 |
| ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設 |
| ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化 | <ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ●支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備 |
| ⑭その他：地方分権提案に対する対応 | <ul style="list-style-type: none"> ●計画期間の柔軟化 ●サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化 |

6 計画の策定手続

(1) いわき市地域自立支援協議会

計画の策定にあたり、幅広い分野の方からの意見を反映させるため、学識経験者や障がい者団体の代表者、福祉関係者等で構成する「いわき市地域自立支援協議会」において率直な意見交換を行いながら委員の意見を聴取し、市民協働による計画の策定に努めます。

(2) 各種調査の実施（アンケート調査・ヒアリング調査）

本計画策定の基礎資料として活用することを目的とし、以下の2種の調査を実施しました。

アンケート調査：障害福祉サービスの実態や利用者のニーズなどを把握するとともに、本市の現状や課題など抽出・分析するため、障がいのある方、障害福祉サービス事業者、障がい者団体に対し、令和4年10～11月に調査を実施しました。

ヒアリング調査：現在の取り組みや地域での生活、不安等の課題や市への要望などを把握するため、市内の障がい者（児）団体に対し、令和5年1月に調査を実施しました。

(3) パブリックコメント等の住民意見の聴取

本計画について、素案の段階で広く市民の声をお聞きするため、市ホームページ等において計画素案が閲覧できるよう、その内容を公開し、パブリックコメントの募集を行います。

Ⅱ 計画の基本的な考え方

1 基本理念

現行計画からの継続

- 本計画は、現行計画である「第5次いわき市障がい者計画」の後期計画（見直し）であることから、基本理念については現行計画から引き継ぐこととし、引き続き、障がいがある方の日常生活及び社会生活の総合的な支援体制の構築を推進するとともに、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながる「地域共生社会」の実現を目指し、計画を推進します。

基本理念

すべての市民が、相互に支え合い、地域で安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現

2 基本目標

現行計画からの継続

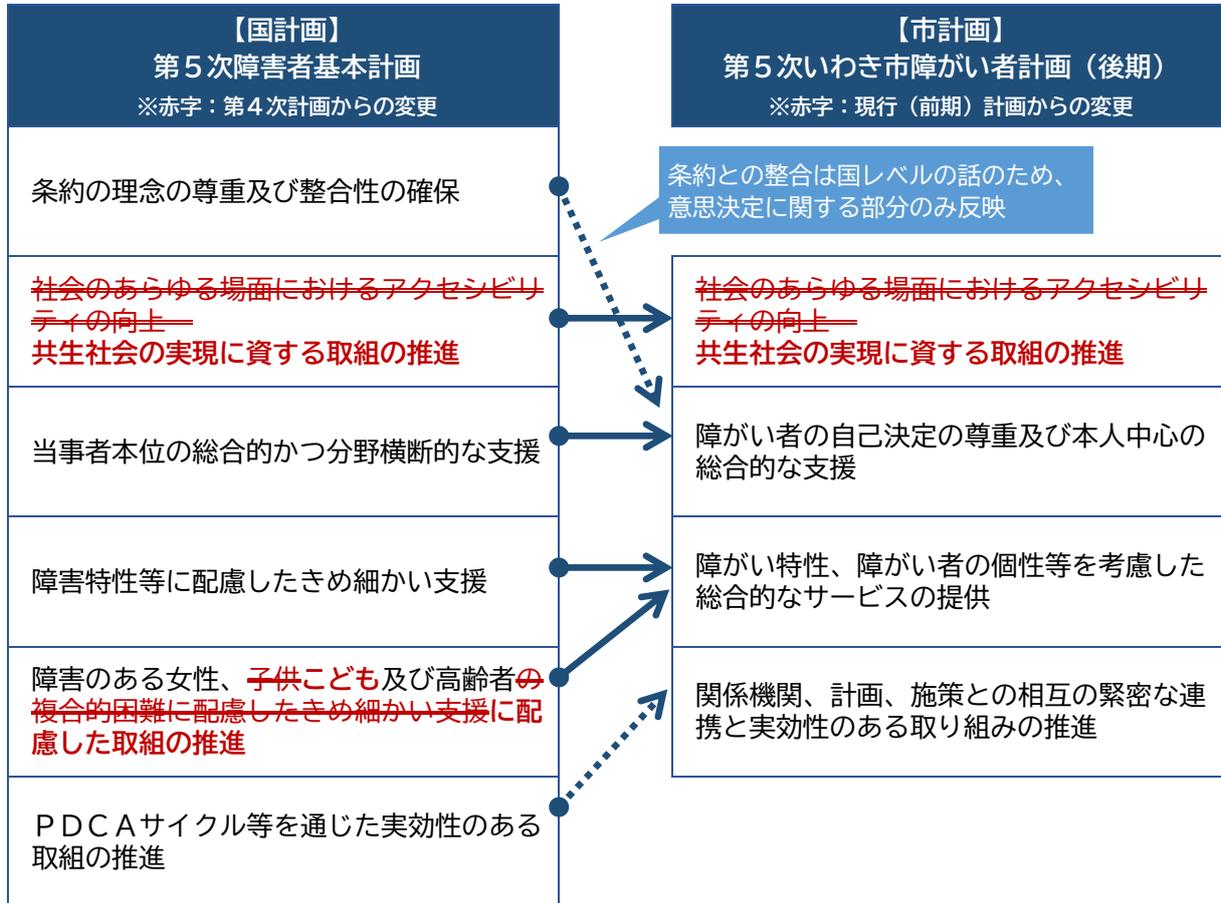
- 本市ではこれまで、障害者基本法の目的や基本原則に基づき計画の基本目標を定めており、同法の目的等に変更がないことから、「第5次いわき市障がい者計画（後期）」においても、引き続き、次の6つを基本目標に掲げ、計画を推進します。

| 基本目標 | |
|------|---|
| 1 | 全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであること |
| 2 | 全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること |
| 3 | 可能な限り、その身近な場所において必要な支援を受けられること |
| 4 | 社会参加の機会を確保すること |
| 5 | どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと |
| 6 | 社会的障壁を除去すること |

3 計画の視点

現行計画から一部変更

- 本計画においては、各分野に共通する横断的な視点として、「第5次いわき市障がい者計画（前期）」で定めた4つの視点を引き継ぎながら、国の「第5次障害者基本計画」などを踏まえ、次のとおり整理し、これらの視点に留意しながら各施策の推進にあたります。



4 計画の体系

現行計画から一部変更

- 現行計画では、基本理念及び基本目標の実現に向けて、6つの施策分野（施策目標）ごとに、基本的方向性を定めています。
- 本計画の策定にあたっては、「第5次いわき市障がい者計画（前期）」の施策の体系（施策分野や基本的方向性）を概ね引き継ぎながら、国の「第5次障害者基本計画」等を踏まえ一部内容の見直しを行い、次のとおり整理することとします。

●国計画の変更点等を踏まえた、市次期計画の施策体系（案）

| 【市】現行計画 | | 【市】次期計画（案） | | |
|--|-------------------------------|---------------------------------|---|---------------------------|
| 施策分野 | 基本的方向性 | 基本的方向性 | 備考 | |
| 啓発・広報 ↓ 「理解促進」に変更 施策分野 1 | ア 「共生社会」の理念普及 | ア 「共生社会」の理念普及による障がいの理解促進 | 現計画分野1の「ア」「イ」を集約 (いずれも障害者理解促進に関する内容となっているため) | |
| | イ 障がい特性に配慮した一層の理解促進 | イ 障がいを理解するための福祉教育の推進 | | |
| | ウ 情報アクセシビリティの向上 | ウ 障害福祉サービス等に係る情報提供の充実 | | |
| | エ 障がいを理解するための福祉教育の推進 | エ ボランティア活動の推進 | | |
| | オ 障がい福祉サービス等に係る情報提供の充実 | オ 権利擁護、差別解消、成年後見制度に関する啓発及び推進 | | |
| | カ ボランティア活動の推進 | | | |
| | キ 権利擁護、差別解消、成年後見制度に関する啓発及び推進 | | | |
| | ク 意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備 | ア 意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備 | 現計画分野2の「ア」「イ」を集約 (分野2「イ」の事業がすべて「ア」の再掲であるため) | |
| | ク 意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備 | イ 障がい者ケアマネジメント体制の確立 | 現計画分野2の「ウ」「ク」を集約 (分野2「ク」の事業がすべて「ウ」の再掲であるため) | |
| | ク 障がい福祉サービス等の充実 | ウ 地域移行及び自立生活への支援の推進 | | |
| 生活支援 施策分野 2 | エ 地域移行及び自立生活への支援の推進 | エ 障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興 | | |
| | オ 障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興 | オ コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実 | | |
| | カ コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実 | カ 情報アクセシビリティの向上 | 現計画分野1の「ウ」から移動 | |
| | キ 地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の強化 | キ 地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の強化 | | |
| | ク 共生型サービス提供体制の整備 | | | |
| | 保健・医療 施策分野 3 | ア 障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実 | ア 障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実 | |
| | | イ 障がいの原因となる疾病等の予防 | イ 障がいの原因となる疾病等の予防 | |
| | | ウ リハビリテーションと医療の充実 | ウ リハビリテーションと医療の充実 | |
| | | エ 精神保健福祉の推進 | エ 精神保健福祉の推進 | |
| | | オ 障がい特性に応じた地域保健事業の充実 | オ 難病の方に係る地域保健事業の充実 | 方向性の名称を変更するとともに、事業内容も再度整理 |
| 生活環境 施策分野 4 | | ア 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進 | ア 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進 | |
| | | イ 地域における暮らしの場の確保 | イ 地域における暮らしの場の確保 | |
| | | ウ 施設等における安全体制の確保 | ウ 施設等における安全体制の確保 | |
| | | エ 災害発生時における支援体制の確保 | エ 災害発生時における支援体制の確保 | |
| | | オ 地域における日ごろの防災、防犯体制の推進 | オ 地域における日ごろの防災、防犯体制の推進 | |
| | 教育・育成 施策分野 5 | ア 一貫した療育支援体制の充実 | ア 一貫した療育支援体制の充実 | |
| | | イ 障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成 | イ 障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成 | |
| | | ウ 「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進 | ウ 「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進 | |
| | | エ 社会的及び職業的自立の促進 | エ 社会的及び職業的自立の促進 | |
| | | オ 生涯学習活動の充実 | オ 生涯学習活動の充実 | |
| 雇用・就業 施策分野 6 | | ア 就業支援及び生活支援施策の推進 | ア 就業支援及び生活支援施策の推進 | |
| | | イ 多様な就労の場の確保 | イ 多様な就労の場の確保 | |
| | | ウ 一般就労への移行促進及び職場定着の支援体制の充実 | ウ 一般就労への移行促進及び職場定着の支援体制の充実 | |
| | | エ 福祉的就労の充実 | エ 一般就労が困難な障がいのある方に対する支援 | 国計画の変更を踏まえ方向性の名称を変更 |

5 施策分野と基本的方向性

現行計画から一部見直し

- 各分野の基本的方向性や施策については、各種基礎調査や計画評価から明らかとなった課題を踏まえ次期計画に必要な視点を以下のように整理し、国計画の変更や各課の意見をもとに、施策の見直しを行いました。

※各施策の見直しの詳細は、別冊「素案」をご覧ください。なお、「素案」では、国計画の反映箇所（緑）と各課意見の反映箇所（黄色）にそれぞれマーキングを行っています。

| | 次期計画に必要な視点 | 次期計画案への主な反映内容 |
|--------------------------|--|--|
| 【施策分野1】 啓発・広報 理解促進 | 外見からわかりにくい障がい等、より一層の障がいに関する理解促進 | 既存施策を引き続き推進 【分野1（ア）重点施策④】 |
| | 情報アクセシビリティのさらなる向上と多様な手段による情報提供（相談場所やサービス利用方法など）の充実 | 音声コードの導入促進や防災情報へのアクセシビリティ確保などを追記【分野2（カ）重点施策②】 |
| | サービス提供事業所における、虐待防止の取組や合理的配慮の提供の徹底 | 虐待防止の推進、合理的配慮の義務化を追記 【分野1（オ）重点施策⑤⑥】 |
| 【施策分野2】 生活支援 | 既存の相談窓口の周知・活用促進と誰でも気軽に相談できる体制の強化 | 既存施策を引き続き推進 【分野2（ア）】 |
| | サービス利用にあたっての支援（相談支援事業所の新規参入促進や情報提供等）とサービス提供体制の強化（人材の確保） | 新規参入促進や受け入れ（受け皿）拡大の検討について追記 【分野2（ア）重点施策③／同（イ）重点施策②】 |
| | 地域移行への啓発と地域生活における総合的な支援の推進（経済負担、障がい特性に配慮した支援） | 地域生活支援拠点等の活用など地域移行の推進について記載 【分野2（ウ）重点施策①】 |
| 【施策分野3】 保健・医療 | 地域における医療的ケア体制の充実 | 重度障害児・者等の受入れ体制について追記 【分野2（イ）重点施策②】 |
| | 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 地域の基盤整備や相談支援体制の整備について追記 【分野3（エ）重点施策②】 |
| 【施策分野4】 生活環境 | 市の暮らしやすさの向上（外出時の困難の解消、グループホームの整備・一人暮らし等への移行促進、バリアフリー化のさらなる推進等） | 一人暮らし等への移行促進について追記 【分野4（イ）重点施策①】 |
| | 災害時における支援体制の充実 | 個別避難計画の作成について記載 【分野4（エ）重点施策②】 |
| 【施策分野5】 教育・育成 | 一貫した切れ目のない療育支援体制の整備 | 既存施策を引き続き推進 【分野5（ア）】 |
| | 保育人材の確保・育成 | 既存施策を引き続き推進 【分野5（イ）】 |
| | 文化・スポーツ活動の推進 | 文化活動を行うことのできる環境づくりなどについて追記 【分野5（オ）／分野2（エ）】 |
| 【施策分野6】 雇用・就業 | 障がいのある方の希望を叶えるため、障がい特性や状態に応じた多様な就労支援 | 農副連携の推進や雇用後の離職防止、職場復帰支援について追記 【分野6（イ）／同（ウ）】 |
| | 企業の障がい者雇用の促進及び就労定着に向けた支援（理解促進等） | 法定雇用率の達成と雇用の質の向上等について追記 【分野6（イ）の重点施策①】 |

「第5次いわき市障がい者計画（後期）等（素案）」に対する

市民意見募集（パブリックコメント）の実施について

1 趣旨

本市では、次年度において、障がい福祉施策の基本的方向性を定める「第5次市障がい者計画」の改定、障害福祉サービス等の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図れるよう障害福祉サービス等の見込量及び見込量確保のための方策等を定める「第7期市障がい者福祉計画」及び障害児通所支援等の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図れるよう障害児通所支援の見込量及び見込量確保のための方策等を定める「第3期市障がい児福祉計画」の策定を実施することとしており、これまで、市内障がい者関係団体や事業者等で組織する「いわき市地域自立支援協議会」等において検討を進めてきました。

この度、「第5次いわき市障がい者計画（後期）等（素案）」が10月中に取りまとまる予定であることから、市民の皆様の意見を計画に反映させるため、市民意見募集（パブリックコメント）を、次のとおり実施することを予定しております。

2 市民意見募集の対象案件

- ・第5次いわき市障がい者計画（後期）（素案）
（計画期間：令和5年度～令和8年度（3年間））
- ・第7期いわき市障がい福祉計画（素案）
（計画期間：令和5年度～令和8年度（3年間））
- ・第3期いわき市障がい児福祉計画（素案）
（計画期間：令和5年度～令和8年度（3年間））

3 意見募集期間

令和5年11月3日（金）から令和5年11月17日（金）まで 15日間

※日程は変更になる場合があります。

4 資料の公表方法

- (1) 市ホームページへの資料掲載
- (2) 担当課（障がい福祉課：市役所本庁舎2階）における資料提供
- (3) 市役所本庁舎1階市民ホール、各支所の情報公開コーナーへの資料備え付け

5 意見提出方法

任意の様式に意見、住所、氏名、電話番号を記入のうえ、障がい福祉課へ直接持参するか、郵送、ファクス又は電子メールのいずれかの方法により提出。

6 意見提出先

保健福祉部障がい福祉課支援係

（電話：0246-22-7485 ファクス：0246-22-3183）

E-mail：shogaifukushi@city.iwaki.lg.jp

※匿名の場合には、意見として取り扱いません。

※口頭、電話などによる意見は受け付けません。

※提出する意見は、期間内必着とします。

※意見提出者の個人情報、意見内容等に関する連絡・確認のためにのみ使用し、目的外使用や外部への公表は行いません。

7 提出いただいた意見の公表

「提出いただいた意見」及び「意見に対する考え方」については、取りまとめの上、市ホームページに公表します。

8 今後のスケジュール

- 11月 3日 パブリックコメント実施
- 11月 17日 パブリックコメント終了
- 12月中旬 計画修正、計画確定（案）作成
- 1月頃 第3回自立支援協議会
 - ・パブリックコメント結果報告
 - ・障がい者計画要旨説明
- 1月下旬 障がい者計画市長提言
- 2月頃 障がい者計画策定、発出

日中サービス支援型共同生活援助に関する 事業実施状況等の報告・評価の方法について

1 日中サービス支援型共同生活援助の制度概要

平成 30 年度の制度改正において、障がい者の重度化・高齢化に対応するため、共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下、「日中サービス支援型グループホーム（GH）」とする）が創設されました。

日中サービス支援型GHは、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する「地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的（年 1 回以上）に事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から要望、助言等を聴く機会を設けなければならない」とされています。

（※他のタイプのグループホームや他の障害福祉サービスではこのような規定は無い。）

2 日中サービス支援型グループホームの特徴

- ・区分 3 以上の中度から重度の障害者を主な利用者として想定しており、日中通所サービスを利用できないような利用者であっても、常時の支援体制のもと昼夜を問わず日常生活上の援助を行う。
- ・定員は 20 名まで。短期入所(定員 1～5 名)の併設が必須。

3 いわき市の指定状況

- ・いわき市ではこれまで日中サービス支援型GHの指定事業所は無かったが、令和 5 年 8 月に本市で 1 ヶ所目の指定を行った。

4 いわき市における協議会等への報告・評価の方法について

どのような場で、どのような内容の報告を求めるかなど、報告・評価の詳細な方法は自治体毎に決めることになるため、本市における報告・評価の方法について、厚生労働省から示されている通知等を確認しつつ、次のとおりとする。

（1）報告・評価を行う場

- ・厚生労働省通知において、報告の場は「障害者の地域生活等の検討を行う会議」としていることから、本市では**地域生活支援部会**が適切と考えられる。
- ・令和 5 年 7 月 4 日に開催された令和 5 年度第 2 回地域生活支援部会において、障がい福祉課で作成した報告・評価の方法案を説明し、部会からの意見を踏まえ案を修正した。

（2）報告回数及び報告時期

- ・毎年度 1 回報告することとする。

- ・新たに指定を受けた事業所は、指定を受けた年度の次の年度に1回目の実施状況報告を行う。
- ・新規指定事業所が報告を行う場合は、6ヵ月以上の運営実績により報告する。例えば、3月に指定を受けた場合は、翌年度9月以降に報告する。
- ・本市で1ヶ所目の日中サービス支援型GHについての報告は、令和6年度に行う見込み。

(3) 報告方法及び内容

- ・別紙「実施状況報告書」により基本的な事項について書面報告とする。
- ・管理者及びサービス管理責任者には、地域生活支援部会に出席を求め、運営状況について報告させ、質疑応答により支援の状況等について確認する。
- ・具体的な支援内容を確認するため、入居者の個別支援計画1事例以上の提出を求める。
- ・加算の取得状況に応じて、別途利用者支援に関する書類の提出を求める。(例：重度障害者支援加算⇒「支援計画シート」)

(4) 評価、要望、助言等の方法について

- ・協議会等における評価等(評価、要望、助言)をまとめ、対象事業所へ文書により通知する。
- ・協議会等から要望や助言などがあつた場合は、報告・評価を行った次の年度に、要望や助言などに対する対応状況について報告を求める。

いわき市における日中サービス支援型共同生活援助事業の 実施状況等の報告・評価の方法（案）

1 報告・評価の場

いわき市自立支援協議会 地域生活支援部会

2 報告頻度

毎年度1回。新たに指定を受けた年度の次の年度に1回目の実施状況等報告を行う。新規指定事業所の場合は6ヵ月以上の運営実績により報告する。

3 報告方法

別紙「日中サービス支援型共同生活援助に係る事業実施状況報告書」及び入居者に係る「個別支援計画（1事例以上）」を提出のうえ、管理者及びサービス管理責任者は地域生活支援部会に出席し、運営状況について報告を行うこととする。

なお、加算の取得状況に応じて、別途書類の提出を求める。

4 評価、要望、助言等について

事業者から提出された報告書に基づき、地域生活支援部会は評価を行うとともに、必要に応じて要望や助言をする。なお、評価等の内容については、書面により事業者へ通知する。

【参考】根拠法令

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)」

(1) 日中サービス支援型共同生活援助の基本方針

(基本方針)

第二百十三条の三 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(2) 運営に関する基準

(協議の場の設置等)

第二百十三条の十 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

日中サービス支援型共同生活援助に係る事業実施状況報告書(案)

| | |
|-----------|---------------------|
| 協議会等への報告日 | 令和 年 月 日 (※市担当者記入欄) |
|-----------|---------------------|

| | | | |
|-----------------|----------------------|--------|-------------|
| 1 基本情報 | 提出日 | ○年○月○日 | 本件担当者名/連絡先: |
| フリガナ | | | |
| 法人名 | | | |
| フリガナ | | | 指定年月日 |
| 事業所名 | | | |
| 事業所所在地 | (〒) | | |
| 電話番号 | | | |
| 管理者氏名 | | | サービス管理責任者氏名 |
| サービスの種類 及び定員 | 日中サービス支援型共同生活援助ユニット1 | | 定員 名 |
| | 日中サービス支援型共同生活援助ユニット2 | | 定員 名 |
| | 短期入所 | 定員 | 名 |
| 対象とする障害種別 | | | |

2 人員配置の状況(令和 年 月 日時点)

| 人員配置 | 職名 | 日中の人員配置 | | | | 夜間の人員配置 | | | |
|------|--------|----------|---|----------|---|----------|---|----------|---|
| | 世話人 | 常勤 | 名 | 非常勤 | 名 | 常勤 | 名 | 非常勤 | 名 |
| | 生活支援員 | (常勤換算 名) | | (常勤換算 名) | | (常勤換算 名) | | (常勤換算 名) | |
| | 看護師 | (常勤換算 名) | | (常勤換算 名) | | (常勤換算 名) | | (常勤換算 名) | |
| | その他の人員 | (常勤換算 名) | | (常勤換算 名) | | (常勤換算 名) | | (常勤換算 名) | |

3 利用者の状況(令和 年 月 日時点)

| | | | |
|---------------|---|---------|--|
| 区分別利用者数 | 区分1: 人、区分2: 人、区分3: 人、区分4: 人、区分5: 人、区分6: 人 区分なし: 人 合計: 人 | | |
| 利用者の障害種別 | 身体障害: 人 知的障害: 人 精神障害: 人 難病等: 人 | 利用者の年齢層 | 29歳以下 : 人 30歳～39歳: 人 40歳～49歳: 人 50歳～59歳: 人 60歳以上 : 人 |
| 日中活動サービスの利用状況 | 日中、主に日中活動サービスを利用する方: 人 日中、主にグループホームで過ごす方: 人 | | |

4 施設の状況

施設の平面図及び写真を添付してください。(写真は外観、内観、食堂、浴室等)

5 災害危険区域等該当の有無

| | ゾーン種別 | 種類 | 該当の有無 |
|-----------------|---|------------|--------------|
| 災害区域の確認 | 災害レッドゾーン | 災害危険区域 | 該当()・非該当() |
| | | 土砂災害特別警戒区域 | 該当()・非該当() |
| | | 地すべり防止区域 | 該当()・非該当() |
| | | 急傾斜地崩壊危険区域 | 該当()・非該当() |
| | 災害イエローゾーン | 浸水想定区域 | 該当()・非該当() |
| | | 土砂災害警戒区域 | 該当()・非該当() |
| 直近1年間の避難訓練の実施状況 | 避難訓練実施回数 回 (直近の避難訓練実施日:) 避難訓練における地域住民の参加や連携の有無(※努力義務) 有()・無() | | |

6 運営状況等について

| | |
|---|---|
| 日中GHで過ごす利用者にとどのような支援を行っているか。 | |
| 外出や余暇活動等の社会生活上の支援を行っているか。 | |
| 計画相談事業所や他の障害福祉サービス事業所との連携を図っているか。 | |
| 指定計画相談支援の利用状況 | 計画相談支援の決定を受けている利用者数: 人 ⇒同一法人以外の計画相談支援を利用している利用者数: 人 ⇒同一法人の計画相談支援を利用している利用者数: 人 |
| 短期入所の受け入れ状況 | 延べ利用者数: 人 (年 月から 年 月) 緊急短期入所受入の有無: 有()・無() |
| 地域住民との交流を行っているか。 | |
| 身体拘束等の適正化の取組状況 | ・身体拘束等適正化の対策を検討する委員会の実施 有()・無() [実施予定: 年 月] ・委員会の開催内容の従業員への周知 有()・無() [実施予定: 年 月] ・従業員向けの身体拘束等適正化に係る研修実施 有()・無() [実施予定: 年 月] |
| 虐待防止の取組状況 | ・虐待防止の対策を検討する委員会の実施 有()・無() [実施予定: 年 月] ・委員会の開催内容の従業員への周知 有()・無() [実施予定: 年 月] ・従業員向けの虐待防止に係る研修実施 有()・無() [実施予定: 年 月] ・虐待防止に係る担当者 有()・無() [実施予定: 年 月] |
| 前回の協議会からの要望や助言等への対応 (※2回目以降の報告の場合のみ) | |